

誓約事項

第7期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金に係る上乗せ協力金（以下「上乗せ協力金」という。）を申請するにあたり、次の内容について、すべて誓約致します。

記

- ・大阪市が、第7期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金（以下「第7期協力金」という。）の申請情報について、大阪府から提供を受け、上乗せ協力金の審査及び支給のため利用するとともに、上乗せ協力金の申請情報を大阪府に提供することに同意します。
- ・支給要件を全て満たしています。
- ・令和3年8月2日から令和3年8月31日までの期間において、大阪府の要請を遵守しています。なお、令和3年8月16日から令和3年8月31日までの間に上乗せ協力金を申請する場合は、期間が終了するまで大阪府の要請を遵守するとともに、遵守できなかった場合は、大阪市へ速やかに報告します。
- ・上乗せ協力金支給要綱及び上乗せ協力金申請要項の内容を理解し、同意した上で申請します。
- ・大阪市が上乗せ協力金の支給の認定等を行うにあたり、必要な書類があると判断する場合は、申請の差戻しや追加資料の提出に応じます。
- ・申請した内容に虚偽が判明した場合や、上乗せ協力金の支給要件となる第7期協力金の支給決定が取り消された場合は、上乗せ協力金の返還の支払いに応じます。
- ・大阪市から調査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象施設名（店舗名、屋号等）・所在地（町丁目まで）の公表に応じます。
- ・申請した内容を税務情報として使用することに同意します。
- ・個人情報の取り扱いに関して、協力金の審査・支給に関する事務に限り、大阪市が事務の一部を委託する事業者並びに第7期協力金を実施する大阪府と共有することに同意します。
- ・申請内容の不備等が、大阪市の指定する期限までに補正に至らなかった場合は、大阪市が、申請者は上乗せ協力金の支給を受けることを辞退したものとみなすことに同意します。
- ・支給決定後、申請等の不備により支払いが完了せず、本市が指定する期日までに、連絡・確認できない場合は、大阪市が当該申請は取り下げられたものとし、当該支給決定を取り消すものとすることに同意します。
- ・申請内容に関する振込口座の記入間違い等軽微な修正については、大阪市（委託事業者含む）が補正することに同意します。
- ・申請した情報を大阪市暴力団排除条例第13条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。
- ・申請にあたって、過去に大阪市が実施した協力金への申請情報を本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。